

受付締切日の変更に伴う陳情の取扱いに関する問題点

議会改革推進会議において請願・陳情等の誠実処理について協議することとされ、まずは受付日の見直し等を検討することに決まり、締切日を「開会前日」とする案が提案されている。

〈現行〉

本会議	7日前	6日前 ~	前日	開会日	休会	代表質問	代表質問	一般質問	一般質問	委員会開催のため休会	閉会日
		事前委員会							終了後、委員会付託		
2月定例会	招集告示 締切日	常任委員会開催 ↓ 陳情の配布				陳情の上程	注 常任委員会開催		議案の委員会付託	予算審査 特別委員会	委員長報告・ 採決
9月定例会		(特別委員会開催)							陳情の上程 注 常任委員会開催		
6月定例会 12月定例会		(特別委員会開催)							陳情の上程	常任委員会 陳情の配布	

〈変更後〉

本会議	7日前	6日前 ~	前日	開会日	休会	代表質問	代表質問	一般質問	一般質問	委員会開催のため休会	閉会日
		事前委員会							終了後、委員会付託		
2月定例会	招集告示 締切日	(常任・特別 委員会開催)	締切日			陳情の上程	注 常任委員会開催		議案の委員会付託	予算審査 特別委員会	委員長報告・ 採決
9月定例会								陳情の上程 注 常任委員会開催			
6月定例会 12月定例会				(特別委員会 開催)					陳情の上程	常任委員会 陳情の配布	

注：請願がある場合のみ、請願審査のため開催

2月定例会と9月定例会は予算委員会を設置するため、請願があるときのみ会期中に常任委員会を開催している。
陳情だけの場合、2月、9月定例会では常任委員会への配布の機会がなくなってしまう。→会期中に開催する必要がある？